

10. 次に、すでに結婚した人々に命じます。命じるのは、私ではなく主です。
妻は夫と別れてはいけません。
11. ——もし別れたのだったら、結婚せずにいるか、それとも夫と和解するか、どちらかにしなさい。——
また夫は妻を離別してはいけません。
12. 次に、そのほかの人々に言いますが、これを言うのは主ではなく、私です。
信者の男子に信者でない妻があり、
その妻がいっしょにいることを承知している場合は、離婚してはいけません。
13. また、信者でない夫を持つ女は、夫がいっしょにいることを承知しているばあいは、離婚してはいけません。
14. なぜなら、信者でない夫は妻によって聖められており、
また、信者でない妻も信者の夫によって聖められているからです。
そうでなかったら、あなたがたの子どもは汚れているわけです。
ところが、現に聖いのです。
15. しかし、もし信者でないほうの者が離れて行くのであれば、離れて行かせなさい。
そのようなばあいは、信者である夫あるいは妻は、縛られることはありません。
神は、平和を得させようとしてあなたがたを召されたのです。
16. なぜなら、妻よ。あなたが夫を救えるかどうか、どうしてわかりますか。
また、夫よ。あなたが妻を救えるかどうか、どうしてわかりますか。

説教

使徒パウロは、コリント人への手紙第一 7 章 10 節以下に於いて、「すでに結婚した人たちに命じます。」と既婚者たちに命じております。まずこれは、主イエス・キリストの語られた御命令として、離婚することを禁じます。「妻は夫と別れてはいけません。…夫は妻を離別してはいけません。」(10~11)やむを得ず別れてしまった場合には「結婚せずにいるか、それとも夫と和解するか、どちらかにしなさい。」と命じます(11)。

10. 次に、すでに結婚した人々に命じます。命じるのは、私ではなく主です。
妻は夫と別れてはいけません。
11. ——もし別れたのだったら、結婚せずにいるか、それとも夫と和解するか、どちらかにしなさい。——
また夫は妻を離別してはいけません。
- そして次に、不信者と結婚している信者は、不信者の伴侶が「一緒にいることを承知している場合は、離婚してはいけない。」と言います。
12. 次に、そのほかの人々に言いますが、これを言うのは主ではなく、私です。
信者の男子に信者でない妻があり、
その妻がいっしょにいることを承知している場合は、離婚してはいけません。
13. また、信者でない夫を持つ女は、夫がいっしょにいることを承知しているばあいは、離婚してはいけません。
この問題に関するイエスさまの言及がないため、イエスさまのみことばの原則を考慮した上で、使徒パウロが異邦人宣教の現実問題に適用させて独自に神学を展開させるのでした。

ここで「承知」と訳されている言葉の意味は、「是認する、公認する、許可する、同意する、賛成する、推奨する、喜んで同意する」といった意味です。つまり、消極的にせよ、あるいは積極的にせよ、伴侶が自分の信仰生活をしっかりと認めてくれている場合には離婚してはならない、というのです。反対に、伴侶が自分のキリスト信仰に反対して自分から離れていく場合には、むしろそれを引き止めることなく離婚するよう勧めます。そしてその場合の離婚はむしろ正当な離婚であり、「神は、平和を得させようとしてあなたがたを召された」として、その場合には死別の際と同様に、再婚することを正当なこととして許可しました。

注目すべきは、不信者の伴侶でも、その者が信者のキリスト信仰を認めて信仰生活を許可してくれている場合には、使徒パウロが離婚してはならないと命じていることです。そして、その理由として次のように説明します。

14. なぜなら、信者でない夫は妻によって聖められており、

また、信者でない妻も信者の夫によって聖められているからです。

つまり、その信仰のない伴侶が、信仰のある妻あるいは夫によって「聖められている」というのです。「聖められている」とは「神さまものとされている」ことを意味します。この動詞は完了形で表現されていて、「過去に於いてきよめられた結果、それが今に至っていて、今もきよめられている状態にある」ことを意味します。それでは、どうして使徒パウロは、不信者の伴侶が信者と同様に「聖められている」と断言しているのでしょうか。その根拠は、子どもが神さまの契約に入れられているという事実にあります。

14. …そうでなかったら、あなたがたの子どもは汚れているわけです。

ところが、現に聖いのです。

「そうでなかったら、あなたがたの子どもは汚れているからです。

ところが、今現に聖いのです。」(14節直訳)

これによると、たとえ夫婦のうち片方のみがキリスト者の場合であっても、その子どもは神さまに聖別された神の子であり、既に神さまの恵みの契約に入れられている親と同様に、神さまの契約に入れられていて、そこから類推して、その親である不信者の伴侶もまた、神さまの恵みの契約の中に迎え入れられていると結論しているのです。

神さまは、信仰の父アブラハムに、「わたしは、わたしの契約を、わたしとあなたとの間に、そしてあなたの後のあなたの子孫との間に、代々にわたる永遠の契約として立てる。」と約束し、「わたしがあなたの神、あなたの後の子孫の神となる。」と宣言なさいました(創世記 17:7)。そして、その一方的な約束のしるしとして、すなわち契約のしるしとして、生まれて八日目に割礼を受けることをお命じになりました。これが旧約聖書における「契約」という概念です。つまり、私たちが神さまを信じて神の民とされる時、神さまを信じる私たちのみならず、私たちの子どもも神さまの救いの恵みにあずかり、永遠のいのちをいただいて、神の子どもとされるのです。「子々孫々千代に至る」救いと祝福が約束されています。

このため、御国の王であられるイエスさまは、信者の幼い子供たちをみもとに引き寄せ、抱き上げ、彼らの上に手を置いて祝福して、はっきりと彼らの救いを宣言なさいました。「**神の国は、このような者たちのものです。**」(マルコ 10:13-16)このことは、信者の子どもたちも天国に入ることができることをはっきりと示すものです。

旧約聖書、さらにはイエスさまのみことばによる確約を背景として、使徒たちは、「**先生がた。救われるためには何をしなければなりませんか。**」と問いかける看守に向かってこう断言しました。

「**主イエスを信じなさい。**」

「**そうすれば、あなたもあなたの家族も救われます。**」(使徒 16:31)

使徒パウロの議論の前提にあったのは、子孫の救いという概念です。そして、子どもが未だ自らの信仰を告白で

きる状態にないほど幼くても、既に神さまの救いの計画の中に入れられていて、やがては成長して自らの信仰を告白する時が来るのであるから、それと同様に、その親もまた、たとえ今はイエスさまを信じていない状態にあったとしても、既に神さまの救いの計画の中に入れられていて、やがてはイエスさまを信じる告白を明確にして必ず天に召されるというのでした。

しかし、だからといって、信者が不信者と結婚してよいのだという話でないのは勿論です。不信者と釣り合わぬ軛を共にしてはなりません。不信者との結婚は神さまを試みることです。神さまのさばきを受けます。そして、不信者と結婚した故の様々な災いを身に招くことになるでしょう。余計な苦勞を背負うことになります。日曜日、教会に来ることを妨害されるとか、葬式や法事などで偶像崇拜を強要されるとか、献金も思うようにできなくなるとか、家庭で自分の最も深い関心であるイエスさまのこと、信仰に関する話をするができないとか、信仰に関する悩みを打ち明けて問題を共有することができないとか、子どもの教育のことで夫婦分裂するとか、自分が霊に燃やされて教会生活に熱心になればなるほど、水をかけられたり足を引っ張られるとか、あるいはあからさまに信仰を捨てるよう強要されるとか、ここでパウロが言うように、信仰を理由に捨てられて離婚される場合も、現実にあります。その意味で、不信者と結婚することは大きな賭けであり、その結果、様々な災いを身に招くこととなります。クリスチャンの自分が、クリスチャンでない人と結婚してその人を救ってあげようという考えは、端から誤っています。傲慢です。そんなことはできっこありません。パウロの言うように、

妻よ。あなたが夫を救えるかどうか、どうしてわかりますか。

夫よ。あなたが妻を救えるかどうか、どうしてわかりますか。

だから、不信者と敢えて結婚することは良くないことです。その意味で、アブラハムは跡取り息子のイサクがカナン人と結婚することを禁じました。律法(申命記 7:3-4)では雑婚を禁じられました。

「また、彼らと互いに縁を結んではならない。

あなたの娘を彼の息子に与えてはならない。

彼の娘をあなたの息子にめとってはならない。

彼はあなたの息子を私から引き離すであろう。

彼らがほかの神々に仕えるなら、

主の怒りがあなたがたに向かって燃え上がり、主はあなたをたちどころに根絶やしにしてしまわれる。」

ソロモンは、その故に神さまの怒りを買ひ、災いを身に招きました。だから、不信者と結婚することは、神さまを試みることです。神さまに逆らうことです。そして、神さまの怒りを買うことなのです。でも、結婚してから信仰を持つに至った人、あるいは既に知らないまま不信者と結婚してしまった人は、やむを得ません。これからのことを考える以外にありません。

そして、今日の使徒パウロの言葉によれば、不信者と結婚している人は、その人が信仰を理由に離婚することを願っている場合には、躊躇無くきれいさっぱり離婚して、新たな相手と再婚しても構いません。教会はそれをむしろ祝福します。しかし、相手が自分の信仰生活を公認してくれている場合には、パウロのことば通り、離婚してはなりません。そして、その場合には、自分の信仰を認めてくれているその伴侶も、私たちと同じ救いへと召されています。神さまは、私たちのみならず、その伴侶をも聖別して救ってくださるご計画を持っておられるのです。その伴侶は必ず救われます。救いへと計画されています。いつか、必ず、時満ちて、キリストを信じる信仰を持ち、それを公に告白する時が来ます。

「信者でない夫は、妻によって聖められている」

「信者でない妻も、信者の夫によって聖められている」

たとえ不信者と結婚してしまったが故に、神さまに喜ばれなかったり、災いを身に招くことがあったとしても、しかし、それでもなお神さまの恵みは残されていて、それでもなお神さまの恵みの中にあるのです。

「信者でない夫は、妻によって聖められて」います。

「信者でない妻も、信者の夫によって聖められている」のです。

この神さまの恵みの故に、私たちは、心から神さまをほめたたえて、神さまに感謝しなければなりません。そして、未だ信仰のない家族のために祈らなければなりません。「わたしは彼らの神となる。」とお約束くださる神さまの約束を握って、祈らなければなりません。神さまは必ず救ってくださるというのですから、私たちは失望することなく、むしろ希望をもって、いよいよ熱心に祈らなければなりません。

古代教会最大の教父アウグスティヌスの母モニカは、夫のパトリキウスは異教徒で、夫の暴力や浮気性に悩まされました。息子は16歳で北アフリカのカルタゴに遊学し、情事に耽った挙句に、カルタゴの女性と15年間同棲し、17歳にして子を産み、18歳からは9年間マニ教に没頭する生活が続きます。このため、モニカにとっては、夫と息子の回心のために祈る日々が続きました。そして、遂に祈りが聞かれ、神さまの恵みにより、夫も息子も回心する日を見ることができたのです。

「このように、彼女は貞潔につつましく深く教育されて、両親によってあなたに仕えました、というよりはむしろあなたによって両親に仕えたのです。彼女が結婚適齢期に達しました時、一人の男のもとに嫁ぎ、主に仕えるように夫に仕えました。彼女は彼をあなたのものにしようとして、彼に、あなたのことを自分の平生の行状を通して語りました。あなたはそれによって、彼女を美しく、夫に敬愛され、感心されるものになし給いました。彼女は夫婦間の不正を耐えしのび、それについて夫と決して争いませんでした。彼女は彼があなたを信じて、きよめられるようにあなたのいつくしみを彼の上にたれて下さることを期待していました(詩33篇22節)。夫は人並すぐれて情愛濃やかでありましたが、それだけまた非常に怒りっぽかったのです。しかし、彼女は怒っている夫には行為によってはもちろんのこと、言葉によってもさからってはならないことを知っていました。もし彼が何のわけもなしに怒ったなら、彼が荒れてしまい、静かになってから、よい機会を見て、自分の行為の理由を説明するのです。……ついに、彼女は夫をも被のこの世の生活の終りに、あなたのものとなしたのです。そして彼がまだ信者でありませんでしたとき、彼について耐え忍んできましたことは、もはや夫が信者になりましたからには、なげくにはおよばなかったのです」

(アウグスティヌス『母モニカ』、中沢宜夫訳、新教出版社、49,52p. = 『告白』9巻10章23~26)

ある日、子供のような声が「とりあげて読め」とくりかえすのが聞こえます。聖書を開くと、そこには「ローマの信徒への手紙」の13章13~14節が目飛び込んできました。

「あなたがたは、今がどのような時か知っているのですから、このように行ないなさい。

あなたがたが眠りからさめるべき時刻がもう来ています。

というのは、私たちが信じたころよりも、今は救いが私たちにもっと近づいているからです。

夜はふけて、昼が近づきました。

ですから、私たちは、やみのわざを打ち捨てて、光の武具を着けようではありませんか。

遊興、酩酊、淫乱、好色、争い、ねたみの生活ではなく、

昼間らしい、正しい生き方をしようではありませんか。

主イエス・キリストを着なさい。

肉の欲のために心を用いてはいけません。」

アウグスティヌスはただちに回心して、387年の復活祭の前夜にアンブロシウスから洗礼をうけます。母モニカ

は、祈りが通じ、願いがかなえられたことを喜びました。その後間もなくモニカは亡くなりました。

ですから、私たちはあきらめずに祈りましょう。神さまの約束を信じて祈りましょう。既に伴侶がキリスト者である場合には、信仰の家族と共に祈りましょう。